

ひとり親家庭の支援制度

児童扶養手当

支給要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者）を養育する母、又は養育し、かつ、児童と生計を同じくする父もしくはその父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

- 支給対象者 次の状態のある児童を養育する者
 - ①父母が婚姻を解消（離婚）した児童
 - ②父または母が死亡した児童
 - ③父または母が一定の障がいにある児童
 - ④父または母が生死不明である児童
 - ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
 - ⑥父または母がDVによる保護命令を受けた児童
 - ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - ⑧母が婚姻によらないで出産した児童

- 支給制限
 - ①手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する方と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額であるとき
 - ②児童が施設（通園施設は除く）に入所中のとき
 - ③請求者（受給者）が老齢福祉年金以外の公的年金を受給している（できる）場合
 - ④対象児童が父又は母の死亡により公的年金を支給される場合、又は父に支給される公的年金の加算の対象となっている場合
（公的年金の給付額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受け取ることができます。）

- 手 当 額 手当額（参考 令和元年度分）

	全部支給	一部支給
児童1人の場合	42,910円	42,900円から10,120円まで きめ細かく設定
児童2人の場合	10,140円加算	10,130円から5,070円加算
3人以上の場合	第3子以降1人につき 6,080円加算	6,070円から3,040円 加算

- 手当の支給 奇数月（1・3・5・7・9・11月）の年6回、それぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。
- 申請手続き 認定請求書、戸籍謄本、マイナンバー等、申請者の状況により必要書類が異なりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。